

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

| | | |
|---------|---|----------|
| 事業コード | 11230002 | |
| 事務事業名 | 情報公開制度運営事務 | |
| 予算書の事業名 | 行政事務関係事業 | |
| 事業期間 | 開始年度 | 平成8年度 |
| | 終了年度 | 当面継続 |
| | 業務分類 | 6. ソフト事業 |
| 実施方法 | <input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営 | |

| | | |
|---------|--------------|----------|
| 部・課・係名等 | コード1 | 01030100 |
| 部名等 | 企画総務部 | |
| 課名等 | 総務課 | |
| 係名等 | 行政行革係 | |
| 記入者氏名 | 広田 彰 | |
| 電話番号 | 0765-23-1019 | |

| | | |
|------------|-----------------|--------|
| 政策体系上の位置付け | コード2 | 112003 |
| 政策の柱 | 共1 誰もが主役のまちづくり | |
| 政策名 | 1 市民自治の確立 | |
| 施策名 | 2. 市政に関する情報の共有 | |
| 区分 | なし | |
| 基本事業名 | 情報公開の推進と個人情報の保護 | |

| | | |
|------|----------|-----------|
| 予算科目 | コード3 | 001020101 |
| 会計 | 一般会計 | |
| 款 | 2. 総務費 | |
| 項 | 1. 総務管理費 | |
| 目 | 1. 一般管理費 | |

| ◆事業概要 (どのような事業か、事業の内容、業務の手順など) | | | | 実績 | | 計画・目標 | | | |
|---|---|---------------------------------|--------------------------------|--------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 市政に関する市民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進を図るため、行政文書の開示事務全般に係るルールを定め、行政文書開示請求に関する事務を行う。 | | | | 単位 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 対象 | (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) | → | ① 市民 | 人 | 45,176 | 44,812 | 44,966 | 44,728 | 44,490 |
| | ② 情報の開示請求者 | | 件 | 16 | 15 | 20 | 20 | 20 | |
| | ③ | | | | | | | | |
| 手段 | <平成23年度の主な活動内容> 実施機関が保有する行政文書に関して、開示請求があった時点で文書の存否を確認し、開示の可否の判断を行ったうえで、開示事務手続き(若しくは非開示事務手続き)を実施。 | → | ① 開示請求に対する決定件数 | 件 | 17 | 15 | 20 | 20 | 20 |
| | *平成24年度の変更点 変更なし | | ② | | | | | | |
| | ③ | | | | | | | | |
| 意図 | (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 知りたい市政に係る情報の公開を求めることができる。 | → | ① 制度の内容について知っている市民の割合(市民アンケート) | % | 13.40 | 6.80 | 17.00 | 18.00 | 19.00 |
| | ② 請求に対して適切な対応ができていない割合 | | % | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | |
| | ③ 不服申立件数 | | 件 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| その結果 | <施策の目指すがた> 市民の知る権利が保障され、市民が市政の運営状況や行政の活動状況について知る機会が十分に確保されるとともに、情報共有を行うことにより、市民との協働のまちづくりが推進される。 | ↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 | | | | | | | |
| ◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成10年3月に魚津市情報公開条例を制定した。 その後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月)が制定され、保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならぬと規定された。 これらを受け、行政情報の透明性を確保し、情報公開の総合的な推進を図るため、平成16年3月に魚津市情報公開条例を全部改正した。 | | | | 財源内訳 | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | (千円) | 0 | 0 | 25 | 25 | 25 |
| | | | | (千円) | 0 | 0 | 25 | 25 | 25 |
| ◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) | | | | ①事務事業に携わる正規職員数 | (人) | 2 | 2 | 2 | 2 |
| IT化の成熟により、市政に関する各種情報を容易に取得しやすい環境が整ったことから、市民の求める情報の多様化が進んでいる。今後、情報公開請求の件数は増加するものと推測できる。近年、営利目的の情報公開請求が恒常的にあり、これは制度開始当初には想定していなかったことである。 | | | | ②事務事業の年間所要時間 | (時間) | 160 | 140 | 140 | 140 |
| | | | | B. 人件費(②×人件費単価/千円) | (千円) | 673 | 589 | 589 | 589 |
| | | | | 事務事業に係る総費用(A+B) | (千円) | 673 | 589 | 614 | 614 |
| | | | | (参考)人件費単価 | (円@時間) | 4,205 | 4,205 | 4,205 | 4,205 |
| ◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし | | | | ◆県内他市の実施状況 | (把握している内容又は把握していない理由の記入欄) | | | | |
| | | | | ● 把握している | 県内全ての自治体で、情報公開条例は制定済みである。 | | | | |
| | | | | ○ 把握していない | | | | | |

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

| | |
|--|----------------------------------|
| 1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明) | |
| <input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小 | 説明 行政と市民の情報共有は、協働のまちづくりに結びつく。 |
| 2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) | |
| <input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当 | |
| 根拠法令等を記入 魚津市情報公開条例 (平成16年魚津市条例第7号) ※行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第26条で、地方自治体に対して施策の策定及び実施についての努力義務が規定されている。 | |
| 3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由) | |
| なし | 説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 |

【有効性の評価】

| | |
|---|---|
| 4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか) | |
| あり | 説明 制度の内容を知らない市民の割合は依然として高く、成果向上の余地は多い。 |
| 5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) | |
| あり | 説明 個人情報保護制度運営事務については、情報公開制度運営事務との関連性が高く、制度の周知や運用面において、共通する部分も多い。 |

【効率性の評価】

| | |
|--|-----------------------------|
| 6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) | |
| なし | 説明 事業費はほとんどかけていない。 |
| 7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) | |
| なし | 説明 必要最低限の時間・人員で事務を行っている。 |

【公平性の評価】

| | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか) | |
| なし | 説明 行政文書の写しの提供は、規則に基づき実費相当額を徴収している。 |
| 9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か) | |
| 平均 | 説明 県内他市と同程度の負担を求めている。 |

| | |
|--|---|
| ★ 評価結果の総括と今後の方向性 | |
| (1) 評価結果の総括 | |
| ① 目的妥当性 | <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり <input type="radio"/> 有効性 <input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり <input type="radio"/> 効率性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり <input type="radio"/> 公平性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり |
| (2) 今後の事務事業の方向性 | |
| <input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止 <input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善 | 年度 _____ |

| | | |
|-------------------------------------|--|-------------------|
| ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) | | コストと成果の方向性 |
| 実施予定時期 | 次年度 (平成24年度) 制度の内容の周知に努める。 | コストの方向性 維持 |
| | 中・長期的 (3～5年間) 営利目的の情報公開請求について、現段階では著しく事務に支障がある状況ではないが、今後の動向次第では、請求を制限する必要がある。 | 成果の方向性 向上 |

| | | |
|----------------------------------|--|---------|
| ★一次評価 (課長総括評価) | | 二次評価の要否 |
| 情報公開請求があった場合は、適切かつ速やかな開示手続きに努める。 | | 不要 |
| ★二次評価 (経営戦略会議評価) | | |

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

| | | |
|---------|----------------------------------|---|
| 事業コード | 11230002 | |
| 事務事業名 | 個人情報保護制度運営事務 | |
| 予算書の事業名 | 行政事務関係事業 | |
| 事業期間 | 開始年度 | 平成28年度 |
| | 終了年度 | |
| | 当面継続 | |
| | 業務分類 | 6. ソフト事業 |
| 実施方法 | <input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 | <input type="radio"/> 2. アウトソーシング |
| | <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 | <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営 |

| | | |
|---------|--------------|----------|
| 部・課・係名等 | コード1 | 01030100 |
| 部名等 | 企画総務部 | |
| 課名等 | 総務課 | |
| 係名等 | 行政行革係 | |
| 記入者氏名 | 広田 彰 | |
| 電話番号 | 0765-23-1019 | |

| | | |
|------------|-----------------|--------|
| 政策体系上の位置付け | コード2 | 112003 |
| 政策の柱 | 共1 誰もが主役のまちづくり | |
| 政策名 | 1 市民自治の確立 | |
| 施策名 | 2. 市政に関する情報の共有 | |
| 区分 | なし | |
| 基本事業名 | 情報公開の推進と個人情報の保護 | |

| | | |
|------|----------|-----------|
| 予算科目 | コード3 | 001020101 |
| 会計 | 一般会計 | |
| 款 | 2. 総務費 | |
| 項 | 1. 総務管理費 | |
| 目 | 1. 一般管理費 | |

| ◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 市が保有する個人情報を適正に取り扱うため、 ①実施機関は魚津市個人情報保護条例等の例規を遵守する。 ②市民からの自己の個人情報に関する開示請求に対応する。 | | 単位 | 実績 | | 計画・目標 | | | | | |
|--|---|--------------------------------|-------------------------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | |
| 対象 | (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ①実施機関が保有する個人情報 ②開示請求者 | 対象指標 | ① 実施機関が保有する個人情報件数 | 件 | 340 | 340 | 340 | 340 | 340 | |
| | | | ② 開示請求件数 | 件 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | |
| | | | ③ | | | | | | | |
| 手段 | <平成23年度の主な活動内容> 実施機関が保有する個人情報に関して、開示請求があった時点で文書の存否を確認し、開示の可否の判断を行ったうえで、開示事務手続き(もしくは非開示事務手続き)を実施した。 *平成24年度の変更点 例規に規定する開示請求以外の情報提供(例：刑事訴訟法による照会、弁護士法による照会等)について、現在は各部課が個別対応しており、総務課でもその内容は把握できていない。今後は、全庁的な対応方法を定め、不要な個人情報まで外部に提供されることのないよう、適切な運用を行う。 | 活動指標 | ① 開示請求に対する決定件数 | 件 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | |
| | | | ② | | | | | | | |
| | | | ③ | | | | | | | |
| 意図 | (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ①-1. 適正に管理されている。 ①-2. 必要な範囲を超えて取得することがないよう徹底されている。 ②実施機関が保有する自らに関する行政文書の開示を求めることができる。 | 成果指標 | ① 個人情報の保護について安心と感じている市民の割合(市民アンケート) | % | 22.20 | 22.00 | 25.00 | 26.00 | 28.00 | |
| | | | ② 請求に対して適切な対応ができていない割合 | % | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | |
| | | | ③ 不服申立件数 | 件 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| その結果 | <施策の目指すすがた> 魚津市民のプライバシーが十分守られ、市政に対する信頼が確保されている。 | ↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 | | | | | | | | |
| ◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 高度情報通信化に伴い、個人情報の悪意による取得、情報漏えい等が社会問題となっている。個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する機運が高まり、平成15年5月に個人情報の保護に関する法律が公布され、魚津市においては個人情報保護条例を制定した。 | | | 財源内訳 | (1)国・県支出金 | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | (2)地方債 | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | (3)その他(使用料・手数料等) | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | (4)一般財源 | (千円) | 0 | 0 | 25 | 25 | 25 |
| | | | | A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計) | (千円) | 0 | 0 | 25 | 25 | 25 |
| ◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 全国各地で、自治体、企業等が保有する個人情報の流出事件が多く発生し、国民の個人情報に関する意識の高まりは益々強くなっている。また、この意識の高まりから、いわゆる『過剰反応』といった事例が多く報告されており、事務遂行に不可欠な最低限の個人情報の取得に苦慮したり、学校、自治会等における名簿作成に支障をきたすなど、本来の制度の主旨から逸脱した案件も見受けられる。 | | | | ①事務事業に携わる正規職員数 | (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | ②事務事業の年間所要時間 | (時間) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | | | | B. 人件費(②×人件費単価/千円) | (千円) | 421 | 421 | 421 | 421 | 421 |
| | | | | 事務事業に係る総費用(A+B) | (千円) | 421 | 421 | 446 | 446 | 446 |
| | | | | (参考)人件費単価 | (円@時間) | 4,205 | 4,205 | 4,205 | 4,205 | 4,205 |
| ◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 魚津市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき、区長あてに各行政区の世帯主名簿を提供することは認められている。平成20年度以降は、要望のあった行政区に対してのみ提供を行うこととしている。 | | | ◆県内他市の実施状況 | <input checked="" type="radio"/> 把握している | (把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 県内全ての自治体で、個人情報保護条例は制定済みである。 | | | | | |
| | | | | <input type="radio"/> 把握していない | | | | | | |

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

| | |
|--|---|
| 1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明) | |
| <input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小 | 説明 個人情報の適正な取得と管理を行うことにより、市民の権利利益を保護することは、市政への信頼の確保に結びつく。 |
| 2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) | |
| <input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当 | |
| 根拠法令等を記入 魚津市個人情報保護条例 (平成16年魚津市条例第3号) ※個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第11条において、保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置の実施についての努力義務が規定されている。 | |
| 3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由) | |
| なし | 説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 |

【有効性の評価】

| | |
|---|---|
| 4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか) | |
| あり | 説明 制度の内容を知らない市民の割合は依然として高く、成果向上の余地は多い。 |
| 5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) | |
| あり | 説明 情報公開制度運営事務については、個人情報保護制度運営事務との関連性が高く、制度の周知や運用面において、共通する部分も多い。 |

【効率性の評価】

| | |
|--|---|
| 6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) | |
| なし | 説明 事業費はほとんどかけていない。 |
| 7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) | |
| なし | 説明 必要最低限の時間・人員で事務を行っている。事務量は、今後増加することはあっても、減少することはないと思われる。 |

【公平性の評価】

| | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか) | |
| なし | 説明 行政文書の写しの提供は、規則に基づき実費相当額を徴収している。 |
| 9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か) | |
| 平均 | 説明 県内他市と同程度の負担を求めていく。 |

| | |
|--|---|
| ★ 評価結果の総括と今後の方向性 | |
| (1) 評価結果の総括 | |
| ① 目的妥当性 | <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり <input type="radio"/> 有効性 <input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり <input type="radio"/> 効率性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり <input type="radio"/> 公平性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり |
| (2) 今後の事務事業の方向性 | |
| <input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止 <input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善 | 年度 _____ |

| | | |
|-------------------------------------|---------------|--------------------------------|
| ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) | | コストと成果の方向性 |
| 実施予定時期 | 次年度 (平成24年度) | 制度の内容の周知に努める。 コストの方向性 維持 |
| | 中・長期的 (3~5年間) | 上記に同じ。 成果の方向性 向上 |

| | |
|--|---------|
| ★一次評価 (課長総括評価) | |
| 個人情報保護については、各方面で様々な漏洩問題が発生しており、その取扱いには万全を期さなければならない。 | 二次評価の要否 |
| | 不要 |

| | |
|------------------|--|
| ★二次評価 (経営戦略会議評価) | |
| | |

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

| | | |
|---------|--|----------|
| 事業コード | 11230002 | |
| 事務事業名 | 主要な施策の成果報告書及び事務事業説明書作成事務 | |
| 予算書の事業名 | 15. 行政事務関係事業 | |
| 事業期間 | 開始年度 | 昭和41年度 |
| | 終了年度 | 当面継続 |
| | 業務分類 | 6. ソフト事業 |
| 実施方法 | <input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営 | |

| | | |
|---------|--------------|----------|
| 部・課・係名等 | コード1 | 01030100 |
| 部名等 | 企画総務部 | |
| 課名等 | 総務課 | |
| 係名等 | 行政行革係 | |
| 記入者氏名 | 山本 春美 | |
| 電話番号 | 0765-23-1019 | |

| | | |
|------------|-----------------|--------|
| 政策体系上の位置付け | コード2 | 112003 |
| 政策の柱 | 共1 誰もが主役のまちづくり | |
| 政策名 | 1 市民自治の確立 | |
| 施策名 | 2. 市政に関する情報の共有 | |
| 区分 | なし | |
| 基本事業名 | 情報公開の推進と個人情報の保護 | |

| | | |
|------|----------|-----------|
| 予算科目 | コード3 | 001020101 |
| 会計 | 一般会計 | |
| 款 | 2. 総務費 | |
| 項 | 1. 総務管理費 | |
| 目 | 1. 一般管理費 | |

| ◆事業概要 (どのような事業か、事業の内容、業務の手順など) | 単位 | 実績 | | 計画・目標 | | | | |
|---|------------|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | |
| (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市議会議員 | 対象 | ① 市議会議員数 | 人 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| <平成23年度の主な活動内容> ①事務事業説明書の作成依頼及び取りまとめ ②主要な施策の成果説明書(財政課財政原稿作成)及び事務事業説明書の冊子印刷発注 ③発行及び関係者(市議会議員及び各課等)への配布 *平成24年度の変更点 特になし | 手段 | ① 作成した主要な施策の成果・事務事業説明書の冊数 | 冊 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 |
| (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・市政状況を知ることができる。 ・決算の認定を行うことができる。 | 意図 | ① 市議会議員への配布した割合 | % | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| <施策の目指すがた> 市民の代表である市議会に市政の運営及び執行状況を説明し、決算の認定を受ける。市政に関する十分な説明がなされ、行政運営の透明性が高まっている。 | その結果 | ② 決算の認定を受ける割合 | % | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| ◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか 昭和41年度に文書資料化の一環として作成された。 | 財源内訳 | (1)国・県支出金 | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | (2)地方債 | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | (3)その他(使用料・手数料等) | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | (4)一般財源 | (千円) | 147 | 147 | 147 | 147 | 147 |
| | | A. 予算(決算)額(①~④の合計) | (千円) | 147 | 147 | 147 | 147 | 147 |
| ◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 昭和45年度から各決算にかかる主要な施策の成果報告書を含んだ冊子となった。 | | ①事務事業に携わる正規職員数 | (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | ②事務事業の年間所要時間 | (時間) | 100 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | | B. 人件費(②×人件費単価/千円) | (千円) | 421 | 841 | 841 | 841 | 841 |
| | | 事務事業に係る総費用(A+B) | (千円) | 568 | 988 | 988 | 988 | 988 |
| | | (参考)人件費単価 | (円@時間) | 4,205 | 4,205 | 4,205 | 4,205 | 4,205 |
| ◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし | ◆県内他市の実施状況 | <input type="radio"/> 把握している <input checked="" type="radio"/> 把握していない | (把握している内容又は把握していない理由の記入欄) ・主要な施策の成果報告書については、法の規定により議会への提出が定められていることから、県内市町村すべてで作成されている。 ・事務事業説明書については、把握していない。 | | | | | |

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

| | |
|--|--|
| 1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明) | |
| <input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小 | 説明 市政に関する説明である点だけを見れば、直結度は高いといえるかもしれないが、配布対象が、市民の代表である市議会議員のみであることから、直結度は低くなる。 |
| 2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) | |
| <input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当 | |
| 根拠法令等を記入 | 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第233条第5項 |
| 3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由) | |
| なし | 説明 対象は同じであるが、ホームページに冊子の内容を公開することで、市民に対して市政に関する説明責任ができることから、施策への直結度がより高まると考えられる。 |

【有効性の評価】

| | |
|---|--|
| 4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか) | |
| あり | 説明 現在は、市議会議員に公開するだけで、市民には間接的に説明責任を果たしているに過ぎないが、ホームページで公開することで、市民が市政に関するより多くの情報を得ることができ、市政の透明性がより高まると考えられる。 |
| 5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) | |
| あり | 説明 主要な施策の評価については、成果というよりは、予算の執行内容を記載しているだけであり、成果という点から考えると行政評価の施策評価を活用することで、より成果がわかりやすくなる。また事務事業説明書については、行政評価の事務事業評価を生かすことで、執行状況だけでなく今後の予定も見えてくると考える。ただし、資料としての性格もあることから、実際行う場合は、十分検討した上で実行の可否を判断する必要がある。 |

【効率性の評価】

| | |
|--|--|
| 6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) | |
| あり | 説明 印刷製本代がその経費であり、ICTを推進し、データ化したものを提供するという方式に変更することで、コストが削減できる。しかし、実際導入する場合、パソコンを使いこなすことができるという条件がつくことから、当面現状のままで、実施せざるを得ないと考える。 |
| 7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) | |
| あり | 説明 行政評価と連携することで、現在行っているとりまとめ作業が大幅に削減されると考える。 |

【公平性の評価】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか) | |
| なし | 説明 法律の規定により配布するものなので、負担を求めることは適当ではない。ただし、作成している冊数が少ないため、稀ではあると思うが、個人的に冊子を求める者については、実費相当の負担を求めることが適当であると考え。 |
| 9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か) | |
| 【選択】 | 説明 原則負担を求めるものではない。 |

| | |
|--|--|
| ★ 評価結果の総括と今後の方向性 | |
| (1) 評価結果の総括 | |
| ① 目的妥当性 | <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり |
| ② 有効性 | <input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり |
| ③ 効率性 | <input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> コスト削減の余地あり |
| ④ 公平性 | <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり |
| (2) 今後の事務事業の方向性 | |
| <input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="text" value="年度"/> | |
| <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止 | |
| <input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 | |
| <input type="radio"/> 目的見直し | |
| <input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善 | |

| | | |
|--|---------------|------------|
| ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) | | コストと成果の方向性 |
| 実施予定時期 | 次年度 (平成24年度) | 削減 |
| | 中・長期的 (3~5年間) | 向上 |
| 成果品の内容について、市のホームページで公開できないか検討する。 | | コストの方向性 |
| 成果品の印刷製本費を削減するため、データによる提供の可否を議会と協議する。行政評価の施策評価表を活用できないか検討する。 | | 成果の方向性 |

| | | |
|--|--|---------|
| ★一次評価 (課長総括評価) | | 二次評価の要否 |
| 法により議会への提出が義務付けられている事業である。経費削減や事務の効率化については、これまでも見直しを行ってきたところであるが、今後もさらなる見直し点を検討を行っていく。 | | 不要 |

| | |
|------------------|--|
| ★二次評価 (経営戦略会議評価) | |
| | |

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

| | | |
|---------|---|---------|
| 事業コード | 11230001 | |
| 事務事業名 | 情報セキュリティ対策事業 | |
| 予算書の事業名 | 2. 情報セキュリティ対策事業 | |
| 事業期間 | 開始年度 | 平成16年度 |
| | 終了年度 | 当面継続 |
| | 業務分類 | 2. 内部管理 |
| 実施方法 | <input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営 | |

| | | |
|---------|--------------|----------|
| 部・課・係名等 | コード1 | 01030300 |
| 部名等 | 企画総務部 | |
| 課名等 | 総務課 | |
| 係名等 | 情報政策係 | |
| 記入者氏名 | 辻谷 重樹 | |
| 電話番号 | 0765-23-1021 | |

| | | |
|------------|-----------------|--------|
| 政策体系上の位置付け | コード2 | 112003 |
| 政策の柱 | 共1 誰もが主役のまちづくり | |
| 政策名 | 1 市民自治の確立 | |
| 施策名 | 2. 市政に関する情報の共有 | |
| 区分 | なし | |
| 基本事業名 | 情報公開の推進と個人情報の保護 | |

| | | |
|------|------------|-----------|
| 予算科目 | コード3 | 001020114 |
| 会計 | 一般会計 | |
| 款 | 2. 総務費 | |
| 項 | 1. 総務管理費 | |
| 目 | 14. 情報化推進費 | |

| ◆事業概要 (どのような事業か、事業の内容、業務の手順など) | | | | 実績 | | 計画・目標 | | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|---------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 情報システムに対し適切なセキュリティ対策を行う。 職員に対しセキュリティ研修を行う。 | | | | 単位 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 対象 | (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) | → | ① システム (メニュー数) | 件 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| | ② 情報システムを利用する職員 | | 人 | 457 | 459 | 460 | 460 | 460 | | |
| | ③ | | | | | | | | | |
| 手段 | <平成23年度の主な活動内容> ①ファイアウォール、ウイルス対策、スパムメール対策等のセキュリティ対策を実施。②セキュリティ研修を実施。また、全職員を対象にセキュリティ自己点検を実施。 | → | ① スパムメールの件数 (設定変更に伴う検知件数の増減あり) | 件 | 1,384,829 | 2,135,037 | 2,500,000 | 2,500,000 | 2,500,000 | |
| | *平成24年度の変更点 変更なし | | ② 職員のセキュリティ研修参加率 (eラーニング含む) | 率 | 77.7 | 71.9 | 80.0 | 85.0 | 90.0 | |
| | ③ | | | | | | | | | |
| 意図 | (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ①市が保有する個人情報などの情報資産を不正アクセスやコンピュータウイルスによる漏えい、盗難、改ざんなどの脅威から守る。 ②セキュリティ意識を向上させ、人為的ミスによる情報漏えいを防止する。 | → | ① 情報が漏えいした件数 | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | ② セキュリティのルールを知っていると答えた職員の割合 | | % | 92.4 | 97.3 | 98.0 | 99.0 | 100.0 | | |
| | ③ | | | | | | | | | |
| その結果 | <施策の目指すすがた> 個人情報保護制度が確立され、個人のプライバシーが守られている。 | | ↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 | | | | | | | |
| ◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) インターネットの普及が進むにつれて、外部からの不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入などの脅威にさらされており、情報セキュリティの確保が重要な課題になってきた。そこで、平成16年に情報セキュリティポリシーを策定し、技術的対策だけでなく人的対策も含めた総合的なセキュリティ対策を進めることになった。 | | | | 財源内訳 | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | (千円) | 6,312 | 7,741 | 7,700 | 7,700 | 7,700 | |
| | | | | (千円) | 6,312 | 7,741 | 7,700 | 7,700 | 7,700 | |
| ◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) | | | | ①事務事業に携わる正規職員数 | (人) | 3 | 2 | 2 | 2 | |
| 情報ネットワークの進歩により、不正アクセス、コンピュータウイルス、スパムメールなど、今後ますます、情報資産に対する脅威が増加すると思われる。 | | | | ②事務事業の年間所要時間 | (時間) | 1,100 | 900 | 900 | 900 | |
| | | | | B: 人件費 (②×人件費単価/千円) | (千円) | 4,626 | 3,785 | 3,785 | 3,785 | |
| | | | | 事務事業に係る総費用 (A+B) | (千円) | 10,938 | 11,526 | 11,485 | 11,485 | |
| | | | | (参考) 人件費単価 | (円@時間) | 4,205 | 4,205 | 4,205 | 4,205 | |
| ◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 議会からは、情報セキュリティポリシーなどの関係法令の遵守など、個人情報に関するセキュリティ対策の徹底が要望されている。 | | | | ◆県内他市の実施状況 | (把握している内容又は把握していない理由の記入欄) | | | | | |
| | | | | ● 把握している | 県内すべての市で情報セキュリティポリシーを策定し、ポリシーに基づきセキュリティ対策を実施している。 | | | | | |
| | | | | ○ 把握していない | | | | | | |

【目的妥当性の評価】

| | |
|--|---|
| 1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明) | |
| <input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小 | 適切なセキュリティ対策を実施することにより、市が保有する個人情報などの情報資産を外部の脅威から保護することができるので、個人のプライバシーを守るためには必要不可欠である。 |
| 2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) | |
| <input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当 | |
| 根拠法令等を記入 | |
| 3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由) | |
| なし | 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 |

【有効性の評価】

| | |
|---|--|
| 4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか) | |
| あり | セキュリティ研修の受講を徹底することにより、職員のセキュリティ意識向上の余地がある。 |
| 5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) | |
| なし | 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。 |

【効率性の評価】

| | |
|--|--|
| 6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) | |
| なし | 必要最小限のセキュリティ機器構成であり、削減の余地はない。 |
| 7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) | |
| なし | e-ラーニング等により全職員が自主的にセキュリティ研修を受講することになれば、情報政策係職員の業務時間の削減が見込まれる。しかし、現状では、業務時間中に自主的にe-ラーニング研修を受講する時間はないと考えられる。 |

【公平性の評価】

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか) | |
| なし | 市役所内部のセキュリティ対策であり、受益者負担はなじまない。 |
| 9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か) | |
| 【選択】 | 市役所内部のセキュリティ対策であり、受益者負担はなじまない。 |

| | |
|--|--|
| ★ 評価結果の総括と今後の方向性 | |
| (1) 評価結果の総括 | |
| ① 目的妥当性 | <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり |
| ② 有効性 | <input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり |
| ③ 効率性 | <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり |
| ④ 公平性 | <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり |
| (2) 今後の事務事業の方向性 | |
| <input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="text" value="年度"/> | |
| <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止 | |
| <input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 | |
| <input type="radio"/> 目的見直し | |
| <input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善 | |

| | | |
|-------------------------------------|---------------|--|
| ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) | | コストと成果の方向性 |
| 実施予定時期 | 次年度 (平成24年度) | 信頼性の高い市民サービスを提供していくうえで、情報セキュリティ対策の継続は不可欠であるため、今後もセキュリティの維持向上に努めていく。 コストの方向性 維持 |
| | 中・長期的 (3～5年間) | ・信頼性の高い市民サービスを継続できるよう最新の技術動向の把握に努め、対策に生かしていく。 ・最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識及びノウハウを有する人材を育成するためのe-ラーニングの活用を検討。 成果の方向性 向上 |

| | |
|---|---------|
| ★一次評価 (課長総括評価) | |
| 情報の漏洩は多大な損害を与えることになるため、定期的に職員にセキュリティ意識の向上を図り、セキュリティ対策に万全を期していくこと。 | 二次評価の要否 |
| | 不要 |

| | |
|------------------|--|
| ★二次評価 (経営戦略会議評価) | |
| | |